

高齢者※の安全衛生

指針が策定されました

※60歳以上の者を指す

高齢者の「若返り」と「多様化」

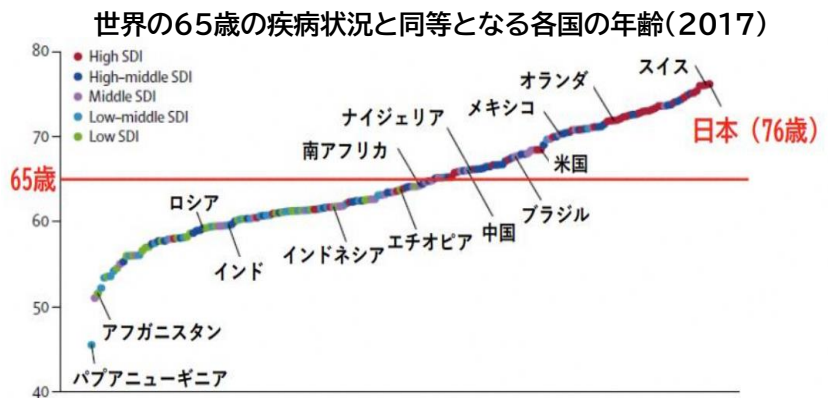
出典：谷口智明，“令和の高齢者は若返ったのか？～データで見る高齢者像のアップデートと高齢者医療の見直し～”，第一ライフ資産運用経済研究所，2026-02-06
<https://www.dlri.co.jp/report/ld/575327.html>(参照2026-05-01)

●平均余命の変化

日本人の平均余命が伸びていることは周知のとおりです。例えば、特定の基準年における年齢と平均余命が同じとなる年齢を示す「平均余命等価年齢」に着目すると、60年前の1956年の日本の65歳の平均余命は男性11.36年、女性13.54年でした。一方で、2024年の簡易生命表によれば、当時と同レベルの平均余命は男性で76歳(11.43年)、女性で78歳(13.35年)となっています。つまり、男性であれば「2024年の76歳は、1956年の65歳と同じくらい若い」ということであり、当時と比べて10歳程度若返っていると考えられます。

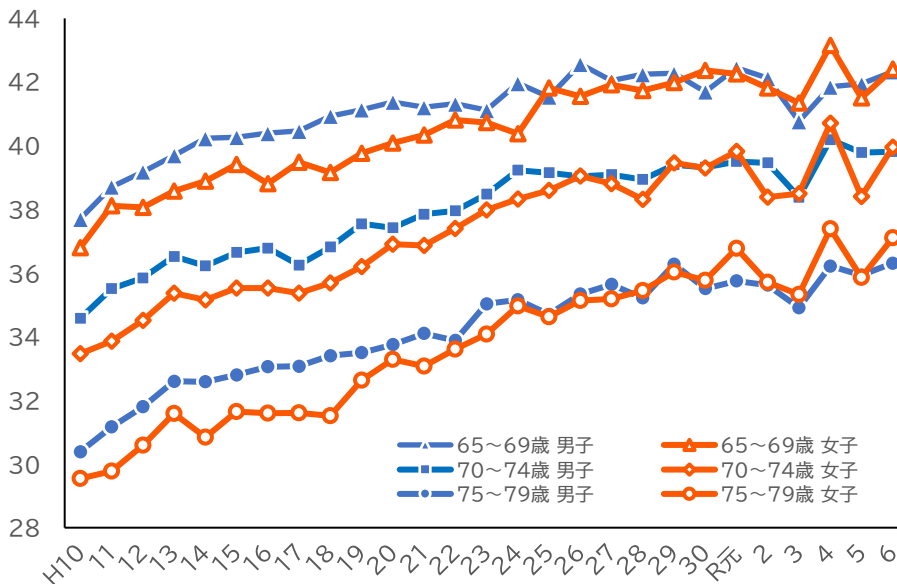
●健康状態の変化

Angela Y Changほか(2019)は、世界疾病負担研究のデータ(GBD2017)を用いて、世界の平均的な65歳が抱える疾病・障害の水準と同程度の健康状態に達する年齢を国別に算出しています(右図)。日本では、世界平均の65歳と同程度の疾病状況に達する年齢は約76歳であり、健康面で10年程度「若い」状態にあると解釈できます。これは、日本人が世界平均と比べて、より高い年齢まで比較的健康的な状態を保っていることを示しています。



(注)SDI(Socio-demographic-Index)とは保健や公衆衛生にかかる社会開発の程度を示す指標。出所はAngela Y Chang, Vegard F Skirbekk, Stefanos Tyrovolas, Nicholas J Kassebaum, Joseph L Dieleman, "Measuring population ageing: an analysis of Global Burden of Disease Study 2017".
 (出所)経済財政諮問会議(第9回)・新しい資本主義実現会議(第29回)(2024年6月21日)資料4より抜粋

65～79歳の新体力テストの合計点の推移



(注)握力、上体起こし、長座体前屈、開眼片足立ち、10m障害物歩行、6分間歩行の6種目の合計点(各10点、合計60点満点)
 (データ出所)スポーツ庁「令和6年度体力・運動能力調査」

●体力・運動能力の変化

スポーツ庁「体力・運動能力調査」によれば、65歳から79歳の男女の体力・運動能力は、握力、上体起こし、開眼片足立ち、10m障害物歩行、6分間歩行など、ほとんどの項目が上昇傾向にあり、こうした新体力テストの合計点の推移を見ると、各年齢層の体力は、ここ20年程度で5歳程度若返っていると推察されます。

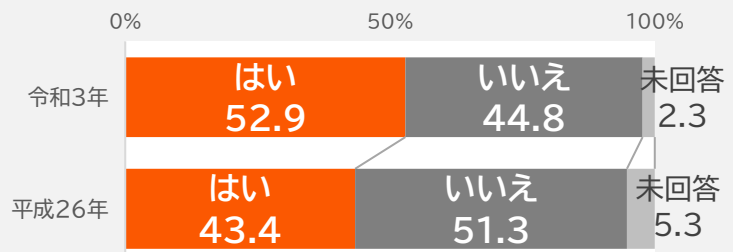
●高年齢者自身の意識

内閣府の調査によると、高年齢者の男女に自身を高年齢者だと感じる人の割合は、平成26年度の同様の調査の結果と比較して高まっています。

●高年齢者は「若返」っているのか

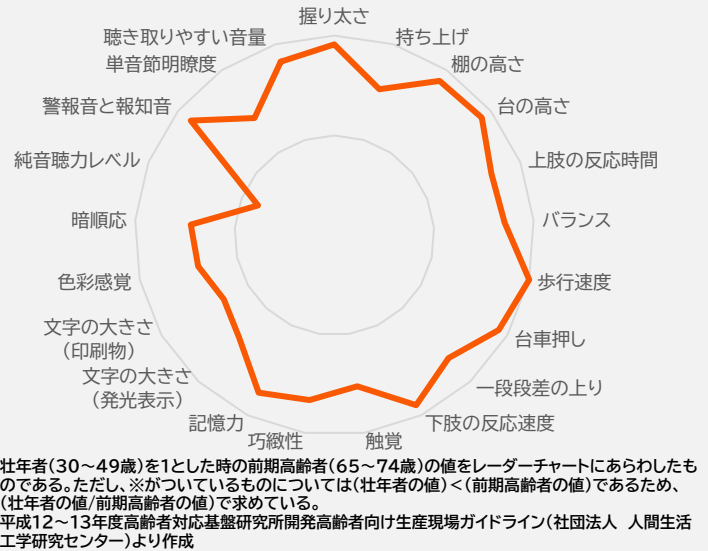
以上、ここまで確認してきた各種データや本誌6Pの雇用者全体に占める高年齢者の割合の高まりから導かれることは、身体機能や健康状態、就労等の面において「平均的に見れば」かつての高年齢者像と比べて若返りが進んでいると考えられる点です。ただし、暦年齢が同じであっても、健康状態や身体能力、意識等には大きな個人差が存在することや、身体機能が低下しているという事実自体に変わりありません。したがって、「令和の高年齢者は若返ったのか」という問いに対しては、単純に肯定・否定のいずれかで答えられるものではなく、「高年齢者像の多様化」という実態が強く浮かび上がってきます。

高年齢者意識(自分を高年齢者だと感じている人の割合)



(注)令和3年:調査対象は60歳以上の男女4,000名、有効回答率60.9%
平成26年:調査対象は60歳以上の男女6,000名、有効回答率64.9%
(データ出所)内閣府「令和3年度 高齢者の日常生活・地域社会への参加に関する調査結果」

壮年者と前期高齢者の比較(動態・視覚・聴覚)



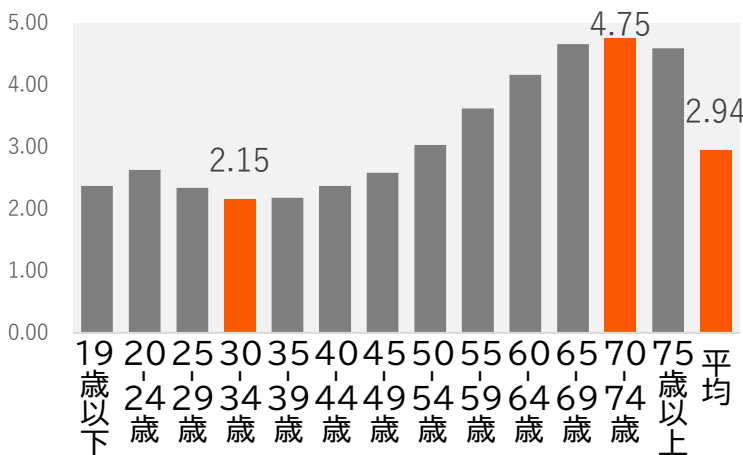
なぜ今回の法改正・指針の策定に至ったのか

上記や本誌6ページで示したように、平均的には、高年齢者の身体能力や健康状態は改善がみられ、就業意欲の高まりなどもあつての就業者数は20年連続で前年を上回って推移しています。

一方で、高年齢者自身は、自分のことを高年齢者であることに自覚的な方の割合も増加しており、高年齢者の実態はバリエーションに富んだものとなっていると推察されます。

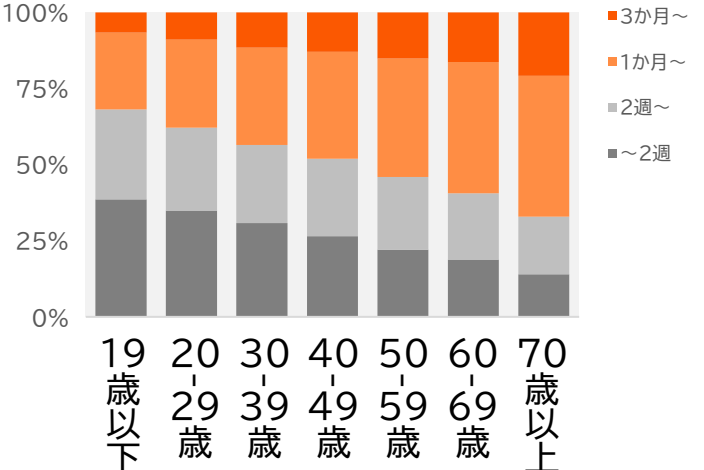
また、身体能力や健康状態の改善がみられたとしても本誌6ページで示したように、高年齢者の労働災害の発生件数・割合ともに年々増加している状況も存在しており、下図で示すように、年齢が高まれば高まるほど比例して年千人率が高まったり被災した際の休業見込み日数も長期化したりするといった傾向もあることから、高年齢者個々人の特性に配慮した作業環境の改善や作業管理の必要性が叫ばれ、今般の法改正及びエイジフレンドリーガイドラインを法律に基づく指針に格上げするに至りました。

全国 年齢層別労働災害発生率 (令和6年、休業4日以上死傷千人率)



※千人率=労働災害による死傷者数/平均労働者数×1,000
データ出所:労働者死傷病報告(令和6年)
※新型コロナウイルス感染症へのり患者除く
労働力調査(年次・2024年・基本集計第1-2表 役員除く雇用者)

全国 年齢層別労働災害による休業見込み期間 (令和7年)



データ出所:労働者死傷病報告(令和5年)
※死亡災害は、3か月以上に編入

趣旨

労働安全衛生法第62条の2第2項に基づき、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等、高年齢者の労働災害の防止を図るために事業者が講ずるよう努めなければならない措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るため定めたものです。

指針
(厚生労働省HP)



措置

以下の1～5に掲げる事項について、各事業場における高年齢者の就労状況や業務の内容等の実情に応じて、国、関係団体等による支援も活用して、実施可能な対策に積極的に取り組むことが必要です。

1 安全衛生管理体制の確立等

●経営トップによる方針表明及び体制整備

- 経営トップが高年齢者の労働災害防止対策に取り組む方針を示し、対策の実施体制を明確化すること。
- 高年齢者の労働災害防止について、安全衛生委員会等において調査審議するなど労使で話し合うこと。

●高年齢者の労働災害防止のためのリスクアセスメント実施

- 高年齢者の身体機能等の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例等からリスクを洗い出して対策の優先順位を検討し、その結果を踏まえて2～5を参考に優先順位の高いものから取組事項を決めること。

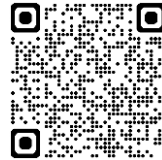
なお、リスクアセスメントを行うに当たっては

リスクアセスメント指針を踏まえ

- ①危険な作業の廃止、変更等、設計や計画の段階から労働者の就業に係る危険性・有害性を除去・低減する措置
- ②手すりの設置や段差の解消等工学的措置
- ③マニュアルの整備等の管理的対策
- ④身体的負荷を軽減する個人用装備の使用の優先順位で措置内容を決定すること

高年齢者の安全と健康の確保のための職場改善ツール(エイジアクション100)を活用することも有効であること

エイジアクション100
(厚生労働省HP)



健康状態や体力が低下することに伴う高年齢者の特性や課題(フレイル・加齢による心身の衰え、ロコモティブシンドローム:歩くことなど移動する能力の衰えた状態)を想定し、リスクアセスメントを実施すること

などの点も考慮すること。

2 職場環境の改善

●身体機能の低下を補う設備・装置の導入

- 高年齢者が安全に働き続けられるよう、施設、設備、装置等の改善を行うこと。
その際、

<共通な事項>

視力や明暗の差への対応力が低下することを前提に、通路を含めた作業場所の照度確保や、照度が極端に変化する場所・作業の解消を図る

<警告音等聴覚に関する対応>

警告音等は、年齢によらず聴き取りやすい中低音域の音の採用、音源の向きを適切な設定、指向性のスピーカーの採用等の工夫を行う

<暑熱な環境への対応>

一般に、高年齢者は暑さや水分不足に対する感覚機能が低下しており、暑さに対する身体の調節機能も低下しているため、休憩場所を整備し、利用を勧奨する

<重量物取扱いへの対応>

不自然な作業姿勢を解消するために、作業台の高さや作業対象物の配置を改善する

などの対策の例を参考にすること。

●高年齢者の特性を考慮した作業管理

- 筋力、バランス能力、敏捷性、全身持久力、感覚機能、認知機能の低下等を考慮して作業内容等の見直しを行うこと。
その際、

<共通な事項>

身体的な負担の大きな作業では、定期的な休憩の導入や作業休止時間の運用を図る

<暑熱作業への対応>

脱水症状を生じさせないよう定期的・意識的な水分補給を推奨する。

などの対策の例を参考とすること。

3 高齢者の健康や体力の状況の把握

●健康状況の把握

■労働安全衛生法の定める雇入時及び定期健康診断を確実に実施すること。

●体力の状況の把握

■高齢者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高齢者を対象とした体力チェックを継続的に実施することが望ましいこと。事業場の実情に応じて青年、壮年期から実施することが望ましいこと。

●健康や体力の状況に関する情報の取扱い

■「労働者の心身の状態に関する情報の適切な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応を行うこと。

4 高齢者の健康や体力の状況に応じた対応

●個々の高齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置

■健康や体力の状況を踏まえて必要な就業上の措置を講じること。

●高齢者の状況に応じた業務の提供

■高齢者に適切な就労の場を提供するため、職場環境の改善を進めるとともに、働き方のルールを構築するよう努めること。

■高齢者の業務内容の決定の際は、健康や体力の状況に応じて、安全と健康の観点を踏まえた適合する業務とのマッチングに努め、継続した業務の提供に配慮すること。

■高齢者の治療と仕事の両立支援については「治療と就業の両立支援指針」に基づく取組に努めること。

●心身両面にわたる健康保持増進措置

■集団及び個々の高齢者を対象として、身体機能等の維持向上のための取組を実施することが望ましいこと。

■「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」、「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）」等に基づく取組に努めること。

5 安全衛生教育

●高齢者に対する教育

■法令に基づく教育等を確実に行うこと。また、作業内容とそのリスクについての理解を得やすくするため十分な時間をかけること。中でも、高齢者が再雇用や再就職等により経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行うこと。

●管理監督者に対する教育

■管理監督者等に対し、高齢者特有の特性と高齢者の安全衛生対策について教育を行うこと。

労働者

労働者は、事業場が高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるよう努める必要があり、個々の労働者は、自らの身体機能等の低下が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、労使の協力の下で取組を進めることが必要です

支援

事業者は、国、関係団体等による支援策を有効に活用すること

エイジフレンドリー補助金については次頁➡

エイジフレンドリー指針に基づき、高年齢労働者の労働災害防止に取り組む中小企業事業者の皆様を支援します。

- 対象事業場: 労災保険に加入し、60歳以上の労働者を1人以上雇用しており、1年以上事業を継続している中小企業事業者(右表参照)
- 補助対象、補助率、上限額: 下表のとおり

<h2 style="text-align: center;">専門家総合対策コース</h2> <h3 style="text-align: center;">【既存(統合)・拡充】</h3>	
補助対象	<p>以下の【第一段階】と【第二段階】に分かれています。</p> <p>【第一段階】※1※2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部専門家※3によるリスクアセスメントを受けるのに要する費用 <p>【第二段階】・・・【A】と【B】にさらに分かれます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【A】・・・リスクアセスメント結果を踏まえた<u>60歳以上の高年齢者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入</u>(対象の高年齢者が補助対象の業務に従事していることが必要) ・【B】・・・リスクアセスメント結果を踏まえた<u>すべての労働者の転倒防止・腰痛予防のための運動指導等の取組</u>
補助率	<p>4/5(【第一段階】の費用)</p> <p>1/2(【第二段階】の費用)</p>
上限額	<p>100万円</p> <p>(【第一段階】と【第2段階】の合計)</p>

※1 【第一段階】の申請期限は**令和8年8月31日**までです。

※2 外部専門家の代わりに、自社の安全衛生担当者によるリスクアセスメントを実施し、その結果を踏まえて、【第二段階】の申請から行うことも可能です。その場合、【第一段階】の申請は不要です。

※3 外部専門家とは、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント、労働災害防止団体法第12条に定める安全管理士又は衛生管理士等を言います。

補助金に関するさらに詳しい内容については、右の「問い合わせ先・申請先」にお尋ねいただくか、下の厚生労働省作成リーフレットやQ&Aも併せてご参照ください。

厚生労働省作成
リーフレット



Q&A



対象となる中小規模事業場

業種	常時使用する労働者数	資本金又は出資の総額
小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
医療・福祉、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

熱中症対策コース 【新設】

コラボヘルスコース 【既存】

暑熱な環境による熱中症対策として、60歳以上の高年齢者の身体機能の低下を補う装置の導入のための費用（対象の高年齢者が補助対象の業務に従事していることが必要）

【例】
体温を下げるための機能のある服や装備、移動式のスポットクーラー、アイスラリーを冷やすためのストッカー、通信機能と深部体温測定機能を有するウェアラブルデバイス など

事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組に関する費用

【例】
健康診断結果を踏まえた禁煙指導、メンタルヘルス対策等の健康教育、健康診断結果の電磁的保存やコラボヘルス推進のためのシステム導入、栄養保健指導 など

1/2

3/4

100万円

30万円

問い合わせ先
申請先

一般財団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
「エイジフレンドリー補助金事務センター」

関係書類
送付先

〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階
エイジフレンドリー補助金事務センター
またはJグランツ(<https://www.jgrants-portal.go.jp>)
交付申請書類は「申請担当」宛へ、支払請求書類は「支払担当」宛へ送付
申請は、書類を郵送するか、またはJグランツで電子申請を行ってください。

申請担当

支払い担当

お問合せ先

電話:03(6381)7507
FAX:03(6809)4086

電話:03(6809)4085
FAX:03(6809)4086

受付時間

平日 10:00~12:00/13:00~15:00
(土日祝休み、平日の12:00~13:00は電話に出ることができません)
<夏季休暇(8月10日~14日)、年末年始(12月29日~1月3日)を除く>